

多摩市教育振興プラン(改訂版)
— 子どもたちの「生きる力」を育む基本計画 —

別 冊

平成28年度の取り組み

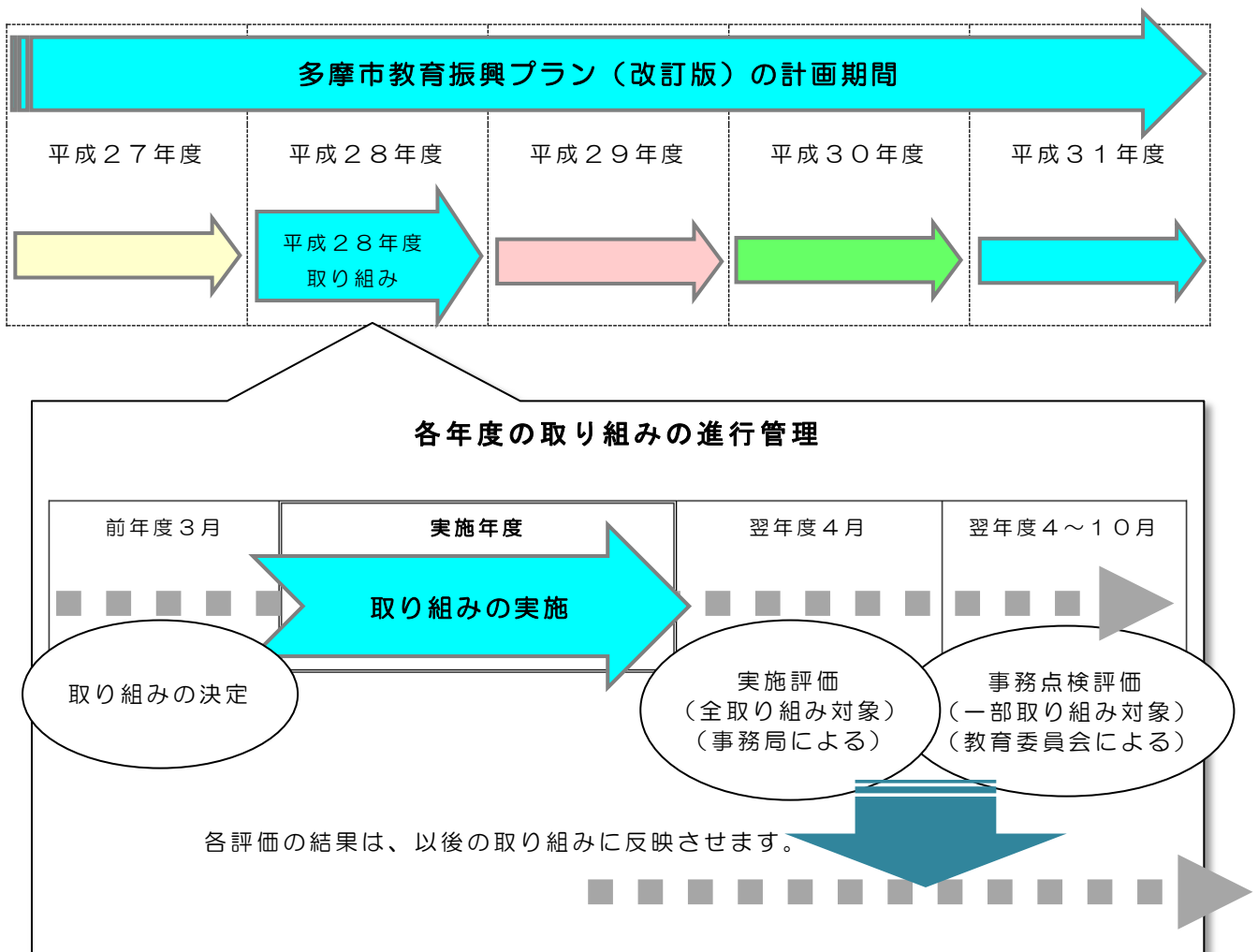
平成28年3月

多摩市教育委員会

多摩市教育委員会では、教育の振興に関する基本計画として「多摩市教育振興プラン（改訂版）」を平成27年に策定しました。この計画は、平成27年度からの5年間で教育委員会が取り組む施策を定めたものです。

この計画で定めた施策を推進するに当たり、各年度に実施する取り組みを毎年度定めま
す。このたび、計画期間の2年度である平成28年度の取り組みを策定しました。

教育委員会では、ここに定める取り組み内容に沿って事務、事業を実施します。そして、
1年度が満了した時点で取り組み結果を評価することを通じて、その後の取り組みの改善、
見直しを行い、教育振興プランの目標の着実な達成を目指します。



目 次

1 「確かな学力」の育成を目指す施策	
(1) 「確かな学力」を育成するための学校への支援	3
(2) 「確かな学力」を育成するための家庭への支援	6
(3) 「確かな学力」を育成するための地域への支援	7
2 「豊かな心」の育成を目指す施策	
(1) 「豊かな心」を育成するための学校への支援	8
(2) 「豊かな心」を育成するための家庭への支援	10
(3) 「豊かな心」を育成するための地域への支援	11
3 「健やかな体」の育成を目指す施策	
(1) 「健やかな体」を育成するための学校への支援	13
(2) 「健やかな体」を育成するための家庭への支援	15
(3) 「健やかな体」を育成するための地域への支援	16
4 学校・家庭・地域で「生きる力」を育むための施策	
(1) 教育の連携	17
(2) 児童・生徒の状況に応じた支援	18

平成28年度の取り組みの見かた

丸付き番号で始まる項目は、「多摩市教育振興プラン（改訂版）」の施策です。その末尾に、教育振興プランの該当ページを記載しています。

網かけ部分は、「多摩市教育振興プラン（改訂版）」の施策の記述の引用です。

①地域における子どもの体験の場づくり

プラン 36 ページ

学校、家庭、地域と連携しながら子どもの学習活動のための環境を整備し、話す、聞く、読む、書くなどの豊かな言語表現活動や様々な情報に触れることを通して、子どもの感性を磨き、創造力を豊かにする施策を推進します。

ア 読書活動の推進

- 読書活動啓発事業を、関係課や団体との連携を一層強めながら、充実させます。子どもを対象にした「おはなし会」を各図書館において、より多くの参加が得られるように開催するほか、図書館外でのイベントを利用しての実施を継続します。また、健康センターにおける3ヶ月検診受診者を対象にした「絵本かたりかけ事業」を月2回実施します。【図書館】
- 学校図書館司書の研修に図書館職員が出向くことや、目録を作成することなど、学校図書館に対する支援を行います。【図書館】 1(1)⑤イから再掲

カタカナ記号で始まる項目は、「多摩市教育振興プラン（改訂版）」の施策に基づいて平成28年度に行う具体的な取り組みです。取り組み内容の末尾【 】内は、当該取り組み内容の主管課です。

ひとつの取り組み内容が、複数の施策に基づく場合があります。そのような取り組みは、関係する施策ごとに掲載し、2回目に掲載している箇所では、内容の末尾に再掲である旨を記載しています。

多摩市教育振興プラン（改訂版）に基づく平成28年度の取り組み

1 「確かな学力」の育成を目指す施策

(1) 「確かな学力」を育成するための学校への支援

① 学力の定着・伸長を促す学習指導の充実 プラン 30 ページ

多摩市の全ての児童・生徒に確かな学力を確実に定着させ、一人ひとりの伸長を促す学習活動ができるよう、学校を支援します。

「学力や学習状況、学習意識に関する調査」や学校評価などの結果を活用して各学校で授業改善推進プランを作成し、児童・生徒に分かりやすい工夫された授業を目指します。

また、確かな学力の定着及び伸長を目指した授業を行い、児童・生徒一人ひとりの習熟度に応じてきめ細やかな対応をするため、ピアティーチャーなどの人的支援を充実させます。

ア 授業改善プランに基づく授業の実施

- 「全国学力・学習状況調査」及び「学力向上を図るための調査」の結果を踏まえ、全学校で授業改善推進プランを教科ごとに作成し、授業の質の向上を図ります。【教育指導課】
- 「東京ベーシック・ドリル」（東京都教育委員会作成）やアプリ版「東京ベーシック・ドリル」（ベネッセと連携して多摩市教育委員会が開発）等を効果的に活用しながら、一人ひとりの学習のつまずきに応じた学習支援を行います。【教育指導課】
- 「学力ステップアップ推進地域指定事業」等を通して得られた成果を検証するための指針として、「全国学力・学習状況調査」及び「東京都学力向上を図るための調査」を活用します。（例：児童・生徒質問紙における「算数・数学の授業の内容はよくわかりますか」の項目の肯定的な回答を、前年度比5ポイント以上向上させ、小学校 90.5%以上、中学校 77.5%以上を目指します。）【教育指導課】

イ 学校への人的支援の充実

- 多摩市特別支援教育推進計画の策定を踏まえ、特別支援教育に関わる事業の精選を図り、ピアティーチャー（教育活動指導職員）の予算を確保します。ピアティーチャー（教育活動指導職員）により、通常の学級や特別支援学級（固定）におけるチーム・ティーチングや特別支援教室における個に応じた指導の実施など、それぞれの児童・生徒に応じたきめ細かい指導を行います。【教育指導課】

② 持続発展教育・E S Dによる学力の向上 プラン 31 ページ

平成22年度から取り組んできた持続発展教育・E S Dを充実させることにより、環境・経済・社会のあらゆる面において持続可能な将来が実現できるよう、持続可能社会の担い手として求められる学力を向上させます。特に習得した基礎的な知識や技能を活用して、主体的に課題を追究する探求的な学習を積み重ねることで、問題解決力や批判的思考力、判断力、コミュニケーション力などの能力や、他者と協力してより良い社会の形成に参画しようとする態度など、国際社会で生きるために必要な資質、能力を高めていきます。

ア 持続発展教育・E S Dによる資質、能力の育成

- 年5回実施するE S D実践研修のほか、研究主任研修、教務主任研修、進路指導主任研修などを通じて言語活動、国際理解教育、環境教育、食育、キャリア教育などの関連の理解を図り、持続発展教育・E S Dの視点を明らかにした学習の充実を図ります。【教育指導課】

③ 防災教育の充実 プラン 31 ページ

東日本大震災の経験を踏まえて防災意識が高まる中、児童・生徒の災害時における危険回避や、被災時における家庭や地域での相互扶助の意識や能力を育成する防災教育を推進します。

ア 防災教育の推進

- これまでの研究奨励校や安全教育推進校の取り組み成果を踏まえ、市防災安全課、多摩消防署、市内の大学等と連携しながら、防災キャンプの実施や中学校での救命講習など、各学校における防災教育を充実させます。【教育指導課】
- 「安全教育プログラム」や「東京防災」等の資料を活用し、危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献する資質や能力の育成を図るため、小学校から中学校まで連続性のある防災教育を検討します。【教育指導課】

④ 学校の情報化教育等の環境の整備 プラン 31 ページ

国の「第2期教育振興基本計画」における学校へのパソコン配置基準や今後の学習指導要領の改訂状況も踏まえながら、平成26年に更新した「小学校・中学校のICT活用について（多摩市学校情報化計画）」に基づき、小・中学校へのタブレット型パソコン等の配備による情報教育環境や教員の情報環境の整備を推進し、児童・生徒にわかりやすく効果的な授業を実現します。

ア 学校情報環境整備事業（ICT事業）の推進

- 「小学校・中学校のICT活用について（多摩市学校情報化計画）」に基づき、平成28年度はタブレット型パソコンの配備が完了していない小学校8校に配備することで、全小・中学校でタブレット型パソコン42台を利用できる環境とします。【教育振興課】
- 小学校の特別支援学級情緒固定級2校へもタブレット型パソコンを各8台配備し、特別支援学級におけるタブレット端末の有効性の検証を行います。【教育振興課】
- 教員が使用する校務支援システムの老朽化に伴い、機器・ソフトの更新を行います。【教育振興課】

⑤ 情報教育の推進 プラン 32 ページ

児童・生徒がパソコンやインターネットなどの情報通信技術を活用して情報を収集する際や他者と関わる際に、ルールを守りながら正確な情報を収集し、適切にやり取りすることができるよう、情報教育を推進します。また、学校図書館と市立図書館との連携や学校図書館司書の活用により、学校における児童・生徒の読書環境を向上させるとともに、本やインターネットなど多様な媒体の情報を適切に活用するための教育を推進します。

ア 情報教育の推進

- 各学校から1名選任するICT推進担当者を対象とする研修を実施し、校務支援システムやタブレット型端末の効果的な活用方法等について協議します。【教育指導課】

イ 図書に関する学校支援・連携

- 小・中学校の司書教諭を対象とした研修を3回実施します。多摩市立図書館と連携し、調べ学習用資料の活用に関する研修を継続していきます。【教育指導課】
- 学校図書館司書の研修に図書館職員が出向くことや、目録を作成することなど、学校図書館に対する日常的な支援を行います。【図書館】
- 学校図書館司書を通して調べ学習用資料を提供するほか、市民からの寄贈資料や市立図書館の除籍資料で学校が希望するものを配布するなど、学校図書館の資料の充実に協力します。【図書館】

⑥ 特別支援教育の充実 プラン 32 ページ

児童・生徒一人ひとりの生活、学習上の困難を改善、克服し、その力を高めるため、それぞれの教育的ニーズを把握しながら個々に応じた必要な支援と、一人ひとりを大切にしたい指導を行い、児童・生徒の生きる力を

育成します。

全校に特別支援教育コーディネーターを配置し、個々の状況に応じた支援を行います。また、保護者に対する就学相談事前説明会の開催、就学支援シートや相談支援ファイルの活用などにより、家庭と学校が連携した特別支援教育を推進します。

また、医療や療育・心理の専門家により構成する特別支援教育マネジメントチームの活動の充実を図り、就学相談、転学相談、通級相談、巡回相談といった各種の相談事業を通して、児童・生徒一人ひとりの状況に寄り添ったアセスメントを行い、きめ細やかな対応をしていきます。

加えて、特別支援学級について、「東京都特別支援教育推進計画第三次計画」の内容を踏まえ、障害の程度等に応じた支援体制を確立できるよう、小学校の情緒障害等通級指導学級において巡回指導を推進します。また、「多摩市立学校における特別支援学級の整備方針」に基づいて計画的な学級整備を推進します。

ア 特別支援教育コーディネーターの育成

- 特別支援教育コーディネーターの研修会を年6回実施します。研修会では、特別支援教育コーディネーターによる校内委員会の運営方法、発達障がいのある児童・生徒に対する校内支援の在り方、中学校卒業後の進学・自立・就労に関する内容を取り上げます。【教育指導課】

イ 家庭と学校が連携した特別支援教育の推進

- 幼児期から就労期までの一貫した支援を実現できるよう、就学支援シートの活用を促進します。【教育指導課】

ウ 特別支援教育マネジメントチーム活動の充実

- 「多摩市特別支援教育推進計画」に基づき、就学相談や転学相談など保護者の相談に、特別支援教育マネジメントチームが適切に対応します。一人ひとりの子どもに合った就学及び転学先の決定に向けた支援を行うとともに、適応等の課題の早期解決に向けた取り組みをより一層推進します。【教育センター】

エ 特別支援教室の推進

- 東京都の制度改正に伴い、平成28年度から5校の小学校で、特別支援教室での指導を開始します。また、平成29年度から設置を予定している12校については、東京都のガイドラインに基づき、平成28年度中に備品の購入等の準備を行います。【学校支援課】

オ 特別支援学級の整備・配置

- 学級増となった貝取小学校の自閉症・情緒障害学級にエアコンを2基設置し、多摩永山中学校にロッカー等の必要備品を整備します。また、平成29年度に、多摩第二小学校に自閉症・情緒障害学級を新設するため、「(仮称)多摩第二小学校自閉症・情緒障害学級開設準備委員会」を設置し、開設に向けた準備等を進めていきます。【学校支援課・教育指導課】

⑦ 教員の資質・能力の向上 プラン 32～33 ページ

若手教員が増加する中で、教員一人ひとりの指導力を高めるとともに、持続発展教育・ESDや特別支援教育など今後の社会に求められる知識を習得させ、指導力を高めます。

また、体罰など教員の服務事故を根絶するため、研修などを通じて指導の徹底を図ります。

ア 若手教員研修の充実

- 初任者研修において、教員として身に付けるべき服務に関する事項の習得や、授業力の向上を図るための実践的な内容、自己肯定感が高まるような内容の研修を行います。【教育指導課】
- 2、3年次研修において、外部との連携・折衝力を高める研修、いじめ問題に関する研修を行うとともに、研究主事による定期的な授業監察等を行い、授業力の向上を図ります。【教育指導課】

イ 各種教員研修の整備・拡充

- 職層に応じた研修や各種主任等研修の充実に加え、ICTの推進、いじめの未然防止、特別支援教育等、教育課題に対応した研修を実施します。【教育指導課】

ウ 服務事故防止の徹底

- 「服務事故事例別指導資料」「DVD（STOP体罰）」等の資料を活用し、年2回の服務事故防止月間、初任者を対象とする研修等により、体罰根絶に取り組みます。【教育指導課】

⑧ 児童・生徒がよりよく育つ教育環境の整備 プラン 33 ページ

児童・生徒が適切な環境で学習できるような学級人数を実現するため国や東京都の施策に基づいた小学校第1学年等の学級編制を行い、小1問題、中1ギャップへの対応を進めます。併せて、適切な学級数、児童・生徒が安全に通学できるような通学区域を維持するため、児童・生徒数の推計や国の方針などの周辺状況の把握に努めます。

また、市が定める「公共建築物保全計画」に基づき、計画的な学校の改修工事を実施し、安全で良好な学習環境を整備します。

ア 小1問題・中1ギャップへの対応

- 法令及び東京都の基準に基づき、小学校1・2学年、中学校1学年を35人での学級編制を行います。次年度以降についても、国や東京都の動向を注視し、児童生徒数・学級数の推計を正確に把握することで、施設整備、教員配置などで適宜対応ができるよう、関係課と連携していきます。【学校支援課】

イ 計画的な学校施設の改修

- 南鶴牧小学校、北諏訪小学校の改修工事（2カ年工事の1年目）、連光寺小学校の改修工事（単年度工事）を実施するとともに、諏訪中学校の改修工事（2カ年工事の2年目）を実施します。また、西落合小学校、聖ヶ丘中学校の改修に向けた基本・実施設計（2カ年委託の1年目）を行います。【教育振興課】

(2) 「確かな学力」を育成するための家庭への支援

① 教育委員会や学校からの積極的な情報発信 プラン 33 ページ

教育委員会や各学校が、「多摩市教育委員会だより」や「学校だより」といった広報紙や各学校のホームページなどを通じて、教育委員会や各学校の教育活動に関する情報を積極的に発信します。また、教育委員による教育訪問の際や教育委員会とPTAによる意見交換などを通じて、教育委員会の取り組みや児童・生徒に対する教育などについて保護者の理解、関心を高めるとともに、教育委員会や学校と保護者との信頼関係を深めていきます。

ア 教育委員会の事業や施策の情報発信

- 「多摩市教育委員会だより」を年6回発行し、教育施策や学校に関する情報、家庭での生活上の注意などを、主に市立小・中学校児童・生徒の保護者に対し周知します。また、保護者以外の市民に対し教育行政の取り組みを周知できるよう、これらの市民が「多摩市教育委員会だより」を目にすることができる機会を広げ、情報発信の手法を検討します。【教育振興課】
- 「読みたくなる広報紙」を目指し、「多摩市教育委員会だより」の掲載内容を精査し、テーマの設定やレイアウトの工夫等の改善を図ります。【教育振興課】

イ 教育委員会、学校、保護者との情報交換の実施

- 平成27年度から平成28年度にかけて全市立小・中学校を教育訪問するに当たって実施する合同懇談会（教育委員と学校、保護者、地域との対話の場。平成28年度は6回予定）において、平成27年度に引き続き、「自ら学び、自ら考える子どもを育むための学校・家庭・地域の取り組み」をテーマに、意見交換を行います。【教育振興課】
- 小学校PTA連絡協議会において、保護者と市長・教育長の間で意見交換をする「市長・教育長懇談会」を秋季に開催し、身近な話題や今後の教育についての率直な懇談を通して、子ども達を取り巻く環境の向上を目指します。【教育振興課】

② 生活習慣の安定と家庭学習の習慣形成の支援 プラン 33 ページ

確かな学力を身に付ける前提となる児童・生徒の望ましい生活習慣づくりへの支援、さらに家庭における学習習慣の確立や家庭教育の支援などについて、広報紙やホームページでの情報発信を行うとともに、PTAとの意見交換などを通して啓発を図り、家庭と学校が一体となった教育活動が展開できるよう、継続的な支援を行います。

ア 生活習慣、家庭教育に関する情報発信、情報交換

- 保護者の様々な子育ての課題や悩みに対応するため、未就学児の家庭を対象とした家庭教育通信「のびのび育つ子」を年6回発行し、子どもの成長、発達に関する基本的理解のための情報や身近な地域情報（子育ての経験談、地域での子育て情報など）についての情報を提供します。【教育振興課】
- 多摩市公立小学校、中学校それぞれのPTA連合体に対し、研修会や全体会等の会議に参加することにより、児童・生徒に関わる課題等の情報を共有すると共に、行政情報を提供します。また、連合体へ事業費を補助するなど、各連合体で効果的な活動ができるよう支援します。【教育振興課】

(3) 「確かな学力」を育成するための地域への支援

○ 学校を支援する地域の仕組みづくり プラン 33 ページ

学校の教育を地域が支えるための環境を整備し、地域の人材の発掘や、企業、大学などとの連携によって児童・生徒に対する特色ある教育を各学校で実現していくため、教育委員会に地域教育力支援コーディネーターを配置するとともに、教育連携コーディネーターを配置する学校を拡大していきます。

そして、子どもたちが学習に対する興味や関心を高め、確かな学力を身に付けられるよう、地域の人たちや企業、大学が子どもたちの学習を補助したり、様々な体験活動の機会を提供したりする各学校の取り組みを支援します。

ア 教育連携支援事業の実施

- 学校と地域を結ぶ教育連携コーディネーターを小・中学校に配置し、学校・家庭・地域が連携した教育活動を推進します。平成23年度から現在までに、教育連携コーディネーターを15校に配置しましたが、平成28年度は4校に配置し、配置校19校を目指します。そのために、コーディネーターを担う地域の人材の発掘について関係機関と連携、調整します。【教育振興課】

2 「豊かな心」の育成を目指す施策

(1) 「豊かな心」を育成するための学校への支援

① 人権教育及び人権尊重の理念の啓発 プラン 35 ページ

学校の教育活動を通じて、児童・生徒が人権や人権擁護に関する理解を深め、人権がもつ価値や重要性を受け止める人権感覚を養うとともに、自分の人権を大切に、他者の人権を擁護しようとする意識や態度を育成します。併せて、人との関わり方を学び、他の人の気持ちを想像する力や規範意識を育むための教育を推進します。

また、携帯電話やスマートフォンの普及によるSNSなどのインターネットにまつわるトラブルなど生活上の問題について、未然防止や早期解決のための取り組みを進めます。

ア 人権教育の推進

- 教員が人権や人権擁護に関する理解と認識を深め、人権感覚を養うことをねらいとして次のとおり研究や研修を実施します。「子ども」の人権を扱った授業づくりに向けた研究を進めます。個別の人権課題についての理解と認識を深めることができるよう外部講師を招聘した講演会を開催します。また、他地域での人権教育の授業参観を行います。【教育指導課】

イ インターネットにまつわるトラブル対応の強化

- インターネット専門相談員による電話相談「子どもインターネット・携帯安全・安心相談」を週2回受け付け、インターネットやSNS、スマートフォン等によるトラブルの相談に応じます。また、学校が開催するセーフティ教室や児童・生徒、保護者向けの講習会等に、相談員を講師派遣するなどの支援を行います。【教育センター】
- 多摩市内の全中学校の生徒会役員が集う「多摩市生徒会サミット」を開催し、多摩市としての「SNS学校ルール」を策定することにより、SNSによるいじめ等のトラブルや犯罪の発生や、学習への悪影響を防ぎます。「SNS学校ルール」の策定に当たっては、多摩市青少年問題協議会が行ったアンケート調査の結果を活用します。【教育指導課】

② いじめの防止と適切な対応 プラン 35 ページ

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を侵害し、その成長に重大な影響を与え、生命・身体に危険を生じさせるおそれがあるものとの認識に立ち、「多摩市いじめ防止基方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行うとともに、重大事態へ対処します。

各学校においても「いじめ防止対策推進法」を踏まえて策定した「学校いじめ基本方針」に基づく取り組みの推進や、各学校に設置した「学校いじめ防止委員会」の機能の強化を図ることにより、いじめ防止などに向けた取り組みを推進します。

ア 教育委員会におけるいじめ防止対策の推進

- 「教育相談及び子どもと家庭支援の連絡協議会」を年3回開催し、教育委員会及び関係機関や警察、弁護士、心理士等の専門家により、いじめ防止に向けた協議を行います。協議会は、関係機関の取り組みについて情報共有をするとともに、重大事態が発生した場合には学校に専門家等を派遣して調査活動等を行い、解決に向けた支援を行います。【教育指導課】
- これまで取り組んできたいじめ問題に関わる取り組みを総括し、条例化に向け、準備を進めます。【教育指導課】

イ 学校におけるいじめ防止対策の推進

- 全学校において、いじめ防止に関する授業を全学年に対し年3回実施し、児童・生徒のいじめに対する意識を高めるとともに、いじめ防止に向けた校内の研修会を年3回実施し、教員の指導力や、組織的対応の充実を図ります。【教育指導課】

③ 持続可能な社会の担い手の育成 プラン 35 ページ

持続発展教育・ESDを充実させることにより、持続可能な社会の担い手として、自律心、判断力、責任感などの人間性や他人、社会、自然環境との関係性を認識できる児童・生徒を育みます。全ての小・中学校がユネスコスクールであることを生かしながら、国内外の学校との交流、外部人材や地域のネットワークを活用した持続発展教育・ESDを展開します。

特に、子どもを取り巻く自然環境を生かした環境教育を推進し、児童・生徒に対し、自らを取り巻く自然環境について学び、考え、行動することのできる能力や態度を育成します。

また、中学校の職場体験の充実や学校外の人材の活用促進など、児童・生徒の体験活動の機会を積極的に設け、日常の授業の中では行うことが難しい体験活動や地域との交流を通じて様々な価値観に触れることにより、社会性を育むよう努めます。

このような様々な学びの機会を児童・生徒に提供し、自然環境等への理解を深めることにより、持続可能な社会の担い手を育成します。

ア 持続発展教育・ESDの推進

○ 年5回実施するESD実践研修のほか、研究主任研修、教務主任研修、進路指導主任研修などを通じて言語活動、国際理解教育、環境教育、食育、キャリア教育、防災教育などの関連の理解を図り、持続発展教育・ESDの視点を明らかにした学習の充実を図ります。【教育指導課】 1(1)②

アから再掲

○ 各校の持続発展教育・ESDの取り組みを市で共有できるよう電子データのファイルを蓄積するとともに、特に成果を上げている取り組みを「多摩市教育委員会だより」やホームページなどにより積極的に情報発信します。【教育指導課】

○ 「多摩地区ESDコンソーシアム連絡会」を、「子どもみらい会議」に向けて開催し、各団体の取り組みを共有するとともに、各学校において地域性を生かした特色ある取り組みを展開するための支援について協議します。【教育指導課】

○ 平成27年度に開催した「子どもみらい会議」の成果を踏まえ、「環境」を主題に設定した「子どもみらい会議」を開催します。日常の実践の成果を共有するとともに、多摩市全体の取り組みの質的な向上を図ります。【教育指導課】

イ ユネスコスクールの取り組みの推進

○ テレビ会議などにより、国内外のユネスコスクールとの交流を充実させます。特に、アジア・ユネスコ文化センター事業を活用した中国、韓国、イギリスなどとの交流を継続します。【教育指導課】

○ 全学校のユネスコスクールとしての取り組みを学校ホームページで発信するとともに、情報交換を行い、研修会等においてもその成果を共有します。【教育指導課】

ウ 環境教育の推進

○ 環境部と連携し、多摩市全体としての環境教育の取り組みを引き続き推進します。また、各学校が取り組んでいる自然環境や地域の人材を活用した環境教育の実践を研修会等で共有します。【教育指導課】

エ キャリア教育、体験学習の充実

○ 全中学校において3～5日間の職場体験を、多摩商工会議所をはじめとする市内公共機関や民間企業からの協力を得ながら実施します。各中学校の職場体験の取り組み成果は、職場体験報告書を配布することにより、事業者、市民に対して発信します。【教育指導課】

○ 持続発展教育・ESDの視点を踏まえて、多様な体験の場を提供し、職場体験等の内容がさらに充実するよう、教員の指導のあり方をテーマとした研修会を実施します。【教育指導課】

○ 公民館の職場体験では、施設の窓口・管理業務や講座の開催業務など、公民館を知ってもらうとともに、人とふれあい・交流する体験を通し、社会性や職業観を育む機会として、中学校の生徒を受け入れます。【公民館】

○ 図書館の職場体験では、窓口業務で利用者と接することやバックヤードでの体験などを通じ、図書館を知ってもらうとともに、職業観を身に付けるきっかけとなることを目的に、中学校の生徒を各館で受け入れます。【図書館】

(2) 「豊かな心」を育成するための家庭への支援

① 教育相談の充実 プラン 35 ページ

教育センターにおいて児童・生徒の情緒的、心理的な問題を解決、改善するために教育相談に応じるとともに、子育て総合センターや健康センターなど関係機関と連携しながら保護者の子育てを支援していきます。

ア 教育相談機能の充実

○ 教育相談を随時受け付け、児童・生徒の教育的、心理的、情緒的な問題（不登校、いじめ、不応、学業不振等）について、児童・生徒、保護者、教職員等からの相談に応じるとともに、学校等との連携を図り、問題の早期解決に向けた取り組みを行います。また児童・生徒が直接相談ができるよう、平成 27 年度に引き続き「cocoro カード」を児童・生徒に配布します。【教育センター】

イ 関係機関との連携による子育て支援

○ 市の発達支援室、子育て総合センター、健康センターや民生委員等の関係機関と適宜連携を図り、保護者の子育てに対する支援を行います。特に発達支援室との連携においては、平成 28 年 4 月の組織改正に伴い教育センターと発達支援室を兼務する管理職が設置されることを受け、相互の業務をより詳細に把握・理解し、市長部局と教育委員会のより円滑な連携を図ります。【教育センター】

② 家庭教育や子ども理解に関する学習機会の充実 プラン 36 ページ

子どもたちの豊かな心を育成していくためには、家庭における教育も大切です。そのため、家庭教育に関する講座を実施することにより、保護者に対して、子どもたちに望ましい生活習慣を身に付けさせることの重要性について理解を求めるとともに、子育てに関する知識を増やし、より前向きに家庭教育に臨めるよう支援を行います。

また、保護者が、社会の中には子どもにとって有害な情報があることや、それらから子どもを守るための方策について理解を深めることにより、子どもの健全な心の成長を図るための環境づくりを推進します。

ア 家庭教育、子育て支援に関する事業の実施

○ 「家庭教育学級・講座」を小・中学校、幼稚園、保育園等において 15 回開催し、乳幼児期・小中学生の子どもを持つ保護者の様々な子育ての課題解決や悩みや不安に応え、家庭教育力の向上を図ります。【教育振興課】

○ 子育て期の保護者の課題を捉え、PTA の連合体と共催した事業を年 1 回行います。小学校 PTA 連絡協議会が企画運営する講演会により、情報交換や情報提供等の機会を作ります。中学校 PTA 連合会が企画運営する都立高校の合同説明会を夏季に行い、中学生や保護者に公民館の役割や事業を知ってもらう機会を作ります。【公民館】

○ 家庭教育・子育て支援をする講座として、家族や人との関わり方などが学べる講座や、子育て中の母親を主な対象とし、参加者同士が悩みを共有しながら、これからの生き方などを考える講座などを実施します。【公民館】

- 保育室を毎月定期的に開放し、幼児の遊び場として自由に利用してもらうことにより、子育て期の親同士が集い、相互に情報交換ができる場や子育てに関する情報提供を行う場とします。また、コーディネーターによって、日頃の子育ての悩みなどを気軽に話せる場を定期的に作ります。【公民館】

(3) 「豊かな心」を育成するための地域への支援

① 地域における子どもの体験の場づくり プラン 36 ページ

学校、家庭、地域と連携しながら子どもの学習活動のための環境を整備し、話す、聞く、読む、書くなどの豊かな言語表現活動や様々な情報に触れることを通して、子どもの感性を磨き、創造力を豊かにする施策を推進します。

特に、本に触れることによって豊かな心を育むため、「子どもの読書活動推進計画」に基づく施策を展開するとともに、地域を挙げて読書活動を推進する支援策を検討します。

また、自然の中での活動を体験できる機会を提供することにより、子どもの豊かな心を育成します。

ア 読書活動の推進

- 読書活動啓発事業を、関係課や団体との連携を一層強めながら、充実させます。子どもを対象にした「おはなし会」を各図書館において、より多くの参加が得られるように開催するほか、図書館外でのイベントを利用した実施を継続します。また、健康センターにおける3ヶ月検診受診者を対象にした「絵本かたりかけ事業」を月2回実施します。【図書館】

- 調べ学習対応図書について、需要の大きい図書は複数購入するなど充実させます。【図書館】

- 学校図書館司書の研修に図書館職員が出向くことや、目録を作成することなど、学校図書館に対する日常的な支援を行います。【図書館】 1(1)⑤イから再掲

- 学校図書館司書を通して調べ学習用資料を提供するほか、市民からの寄贈資料や市立図書館の除籍資料で学校が希望するものを配布するなど、学校図書館の資料の充実に協力します。【図書館】

1(1)⑤イから再掲

イ 自然体験の機会の提供

- ハヶ岳少年自然の家を利用する児童・生徒や少年団体に対し、学校や家庭では経験することができない移動教室やスキー教室、体験林業、キャンプ、野外体験活動などの機会を提供し、その活動を支援することにより、心身ともに健全な子どもを育成します。【教育振興課】

- ハヶ岳少年自然の家において、豊かな自然環境を活かした四季折々の主催事業を年12回実施し、小中学生や市民の施設利用の促進を図ります。【教育振興課】

- 子どもたちが自主的・自発的に遊ぶことのできる「場」を提供するプレーパークを、大学と連携して市内の公園において月2回開催し、遊びを通じた心や身体の成長・発達、社会性の習得を図ります。【教育振興課】

② 社会教育活動の充実及び連携 プラン 36 ページ

公民館など社会教育施設を利用した自主的な学習活動を支援するとともに、行政の他分野・他施設、商店、企業、大学等の地域資源との連携により、地域・生活課題に対応した多様な学びや交流の機会の充実を図ります。特に、公民館において子どもの育成に資する講座や事業、親子や様々な世代との交流、体験型の学習など、学校教育と社会教育との連携も重視します。これらの取り組みにより、子どもたちの学びを支える地域の教育力の向上を図ります。

また、子どもたちが郷土の歴史や文化財を見たり触れたりしながら学ぶ場や機会を充実させることにより、子どもたちの地域への関心、愛着を高めることを目指します。

ア 自主的な学習活動の支援

- 大学生等を指導、助言者として夏休みなどの学校休業期間に小中学生の自主的な学習をサポートする「関戸寺子屋」を開催します。【公民館】
- 夏休み、冬休みの学校休業期間などに公民館ギャラリーを学習スペースとして開放し、子どもたちの学習活動を支援します。【公民館】

イ 地域や学校と連携した事業の展開

- 中学校を会場とし、生徒および地域住民を対象に、薬物使用による身体への悪影響や怖さなどを学ぶ講座を開催します。また、PTAをはじめ子どもたちを取り巻く地域の人材や施設と連携し、学校施設を利用した講座を開催します。【公民館】
- 夏休みや週末など学校の休業時に、親子や多世代とのつながりや交流を図った体験講座を開催し、学校や家庭以外の様々な場での体験を通して、子どもたちが学ぶ楽しさや意欲を持つよう取り組みます。【公民館】

ウ 郷土の歴史や文化財に対する学習機会の充実

- 旧西落合中学校内の文化財資料室、多摩第三小学校内の郷土資料室、古民家などの文化財施設の見学対応や解説、文化財資料による体験学習、文化財の学校への貸出などを通して、児童・生徒の郷土・地域の歴史への一層の理解と愛着を高めます。さらに、学校カリキュラムや体験学習などに応じて、農具や生活用具などの民俗・生活資料、土器・石器などの考古資料を積極的に貸し出します。また、新規事業として、市内小中学校の希望校に埋蔵文化財の「発掘資料出前展示」を行い、児童・生徒をはじめ、保護者や市民が見学できる機会を設け、埋蔵文化財の周知普及、地域の歴史・文化の理解に努めます。【教育振興課】
- 今後の公共施設に係る行動プログラムの中で全庁的に調整・検討しつつ、平成30年度を目途にした旧北貝取小学校跡地施設整備事業の一環として、国庫補助金を活用しながら、埋蔵文化財資料などの再整理を行うとともに、市民を対象として、展示見学とともに土器等に触れられるような「(仮称)多摩市発掘成果展示会」(夏季予定)や講演会(冬季)などの普及啓発事業を実施します。【教育振興課】

3 「健やかな体」の育成を目指す施策

(1) 「健やかな体」を育成するための学校への支援

① 体力・運動能力向上のための指導の充実 プラン 37 ページ

多摩市ならではのスポーツに関する環境を生かしながら、児童・生徒の運動意欲を高め、体力や運動能力の向上を図ります。

また、運動に親しむ資質や能力、態度の育成を図るため、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて実施される取り組みを活用し、学校における健康教育を推進します。

ア 児童・生徒の体力、運動能力の向上

- 全ての小・中学校が、オリンピック・パラリンピック教育推進校としての取り組みを進めるとともに、ラジオ体操に取り組みます。【教育指導課】
- 東京都教育委員会が推進する「一校一取組、一学級一実践」(小学校)、「一校一取組」(中学校)に取り組みむとともに、コーディネーショントレーニングを活用するなど体育授業の充実を通して、児童・生徒の体力を向上させます。【教育指導課】
- 東京都が主催する「中学生東京駅伝」(中学2年生対象、冬季開催)に参加するとともに、市内の各所で行われている大会等の情報を発信し参加を促すことにより、体力・運動能力向上の気運を高めます。【教育指導課】

イ オリンピック・パラリンピック教育の推進

- 平成28年度からオリンピック・パラリンピック教育推進校事業を全校で取り組みます。各学校において、オリンピックなどで活躍した人材を講師に招へいした授業、児童・生徒に身近なオリンピック競技の体験授業など、運動に親しむことによる児童・生徒の体力向上を目指します。オリンピック・パラリンピック教育を通して、ボランティアマインド、障がい者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚などを育成します。【教育指導課】

② 健康な体づくりの推進 プラン 38 ページ

医療機関などと連携し、児童・生徒の健康状態を把握し、必要な指導を行います。特に小児生活習慣病やう歯、歯周疾患の予防を図ります。

また、児童・生徒の健康な体づくりを阻害する薬物乱用などを防止するための取り組みを推進します。

さらに、家庭と連携した児童・生徒の健康づくりを推進するため、保護者向けの講習会の実施や広報紙などを通じた情報発信を行います。

ア 小児生活習慣病予防、歯科指導の実施

- 小学校5年生、中学生を対象に「小児生活習慣病予防健診」を実施し、健診結果に応じて、児童生徒及び保護者を対象に「事後相談会」を実施します。【学校支援課】
- 小学校4年生、中学校1年生を対象に、学校歯科医・歯科衛生士等と連携し、歯科講話、染め出し、ブラッシング、歯磨剤の指導を行います。また、小学校1年生の希望者を対象に、フッ化物歯面塗布、歯科保健指導等を行います。【学校支援課】

イ 薬物乱用防止の指導の実施

- 薬物乱用防止教室やセーフティ教室等を、全小中学校の全学年に対して行い、薬物のもたらす影響や恐ろしさなどを児童・生徒が理解することにより、薬物乱用防止の徹底を図ります。【教育指導課】
- 生活指導主任研修会において専門の講師による講義等を行い、教員が薬物に関わる正しい知識を持つことにより、薬物乱用を未然に防止する学校の取り組みを充実させます。【教育指導課】

ウ 児童・生徒の健康づくりに関する情報発信

- 保護者や教職員を対象とする「健康づくり講習会」を夏季に開催します。また、「教育委員会だより」や「のびのび育つ子」などの広報紙を通して、子どもたちの適切な生活習慣の確立に役立つ情報等を提供します。【学校支援課】

③ 食育の推進 プラン 38 ページ

栄養教諭による食育授業を各学校で行います。食育授業には、学校給食センターの栄養士も参画することにより、学校給食センターと学校が連携した食育指導を推進します。また、各学校では、それぞれ策定した全体計画に基づき、食育リーダーが中心となって食育を推進します。

さらに、学校給食や食に関する広報物を定期的に作成し、情報提供することにより、家庭に対して食育に関する啓発を行います。

ア 食育授業の実施

- 市立小・中学校での学級活動や生活科等における食育の授業において、担任教諭と、栄養教諭及び学校給食センター栄養士とのチーム・ティーチングを行います。【教育指導課】
- 学校における学校給食センター栄養士による食の指導を、学校及び栄養教諭と連携して充実させます。また、給食調理員も積極的に学校へ出向くことにより、食育を推進します。【学校給食センター】
- 小学校の社会科見学を積極的に受け入れ、学校給食の理念や栄養摂取の重要性について栄養士から直接学ぶ機会を提供します。【学校給食センター】

イ 学校における食育の推進

- 各学校から1名選任する食育リーダーの研修会を年3回実施し、各学校の食育推進に関して協議を行います。また、多摩市立学校給食センターの職員、栄養士及び栄養教諭と連携し、学校・家庭が連携して食育を推進していきます。【教育指導課】
- 平成26年度まで発行した食育だより「らんちたいむ」をデータ化して冊子にまとめ、各学校における食育の授業の教材として活用できるよう、全小・中学校に配付します。【教育指導課】

ウ 学校給食や食に関する情報発信

- 年11回発行する「給食だより」や「給食メモカレンダー」等の学校給食センターからの発行物や、公式ホームページなどを活用し、学校給食や食に関する情報提供を充実します。【学校給食センター】

④ 安全・安心な学校給食の提供 プラン 38 ページ

食物アレルギーのある児童・生徒について、学校と保護者、学校給食センターが情報交換しながら、学校給食による食物アレルギー事故の発生を防止します。

また、給食残滓について、その状況と原因を把握することにより、児童・生徒への啓発など、学校給食における食品ロス削減に取り組みます。

学校給食センターについては、調理業務の一部民間委託を開始した南野調理所における手法も参考にしながら、より効率的、効果的な学校給食の提供を目指します。

ア 学校給食による食物アレルギー事故の防止

- 「多摩市立小・中学校アレルギー疾患対応マニュアル」に基づき、各校において対応委員会の設置、校内研修・対応訓練の実施、給食喫食前の確認などを徹底します。【学校支援課】
- 学校・保護者・学校給食センターが、アレルギー献立表による統一した情報を共有することで、人為的ミスを無くし、学校給食による食物アレルギー事故を防止します。【学校給食センター】

イ 学校給食における食品ロスの削減

- 平成26年度に庁内連携して取り組んだ「食品ロス削減」の資料等を活用し、学校給食センター栄養士が学校における食の指導において、学校や栄養教諭と連携して食品ロス削減の指導・啓発を積極的に行い、学校給食残滓の削減を図ります。【学校給食センター】

ウ 効率的、効果的な学校給食の提供

- 学校給食を安定的に提供していくため、経済性・効率性の向上を目指し、学校給食センターの今後の取り組み方針に基づき、これまでの効果・実績も踏まえながら、調理業務と配膳業務の一体的な業務契約の実施に向けて取り組みます。【学校給食センター】

⑤ 学校の安全・安心な環境づくり プラン 38 ページ

学校施設では、既に完了した校舎や体育館の耐震化に加え、非構造部材の耐震化を進めることにより、大地震の際の非構造部材の落下による児童・生徒の死傷被害を防止します。

学校周辺や通学路において児童・生徒を事故、犯罪から守り、安心して学校生活を送ることができる環境を実現するため、ハード、ソフトの両面から安全対策を図ります。ハード面では小学校の通学路を中心に防犯カメラの設置を計画的に行います。ソフト面では各学校の実情に合わせ、保護者や地域による見守り体制づくりを支援します。

ア 学校施設の非構造部材の耐震化

- 小学校1校、中学校3校の多目的ホールの高天井部の耐震改修工事を行います。【教育振興課】

イ 学校施設や学校周辺、通学路の安全対策

- 東京都の補助事業を活用し、平成28・29年度の2カ年で、全中学校の学校敷地内に防犯カメラを設置していきます。平成28年度は5校、平成29年度は4校に設置します。【教育振興課】
- 東京都の補助事業を活用し、平成30年度までに全小学校の通学路に防犯カメラを設置していきます。平成28年度も、各校5台を限度に、4つの小学校に設置します。【学校支援課】
- 全小学校を対象に、PTA、自治会、老人会、防犯協会、交通安全協会等による通学時の見守り活動を支援するために、横断旗やベストなどの必要な消耗品を支給します。【学校支援課】

(2) 「健やかな体」を育成するための家庭への支援

① 子どもの体づくりのための家庭教育の啓発 プラン 38~39 ページ

家庭と学校が一体となって子どもたちの健やかな体を育むことができるよう、学校給食センターからの情報提供、教育委員会による事業、講座の実施により、家庭に対する食育について啓発します。また、「早寝早起き朝ごはん」など子どもたちにとって望ましい生活習慣づくりについて、広報紙やホームページを通じて情報発信を行うとともに、教育委員会とPTAとの懇談などにより、家庭への支援をしていきます。

ア 生活習慣に関する事業、講座の実施

- 小学校5年生、中学生を対象に「小児生活習慣病予防健診」を実施し、健診結果に応じて、児童生徒及び保護者を対象に「事後相談会」を実施します。【学校支援課】 3(1)②アから再掲

イ 食に関する情報発信

- 年11回発行する「給食だより」による情報提供や、保護者を委員とする「献立検討市民懇談会」における情報提供を充実させ、家庭における食育の理解を深める啓発を行います。【学校給食センター】

ウ 生活習慣に関する情報発信、情報交換

- 保護者の様々な子育ての課題や悩みに対応するため、未就学児の家庭を対象とした家庭教育通信「のびのび育つ子」を年6回発行し、子どもの成長、発達に関する基本的理解のための情報や身近な地域情報（子育ての経験談、地域での子育て情報など）についての情報を提供します。【教育振興課】1(2)②アから再掲

② 家庭における安全・安心な環境づくり プラン 39 ページ

保護者と学校、地域が連携することにより、子どもが安心して学校生活や地域生活を送ることができる環境づくりを進めます。通学時の子どもが事故や犯罪に遭うことのないよう、通学の安全を保護者が見守る体制づくりを支援します。

ア 保護者による通学の安全見守りへの支援

- 全小学校を対象に、PTA、自治会、老人会、防犯協会、交通安全協会等による通学時の見守り活動を支援するために、横断旗やベストなどの必要な消耗品を支給します。【学校支援課】3(1)⑤イ再掲

(3) 「健やかな体」を育成するための地域への支援

○ 子どもの育成に資する地域活動の支援 プラン 39 ページ

スポーツ活動などを通して、子どもの健やかな身体づくりを担っている地域の団体に対し、学校開放など活動場所の提供などを行い、子どもたちの健やかな体を育成するための支援を行います。

ア 学校開放による団体、地域活動等の支援

- 活動環境の改善のため、中学校2校のクラブハウスの老朽化した空調設備の改修工事を実施します。【教育振興課】
- 校庭の夜間開放の活動環境の改善のため、和田中学校の老朽化した校庭夜間照明設備の改修工事を実施します。【教育振興課】

4 学校・家庭・地域で「生きる力」を育むための施策

(1) 教育の連携

① 地域に開かれた学校運営の推進 プラン 41 ページ

地域で学校を支援するという観点に立ち、学校運営連絡協議会を生かし、地域に開かれた学校運営が行えるよう学校を支援します。また、各学校が実施する学校評価によって、絶えず成果と課題を把握するとともに、それらの成果と課題を踏まえた改善を行うよう求め、学校運営を向上させます。

ア 地域に開かれた学校運営への支援

- 全学校において学校運営連絡協議会を年3回程度開催し、保護者や地域住民と連携しながら、教育活動の充実や課題の解決を図ります。【教育指導課】

イ 学校評価を生かした学校運営の向上

- 国が定める学校評価ガイドラインに基づき、全学校において「学校経営計画・自己評価シート」により、経営目標、目標達成のための方策や取組指標・成果指標を設定し、年間を通じた自己評価を行います。また、学校運営連絡協議会などを活用して学校関係者評価を行います。これらの評価結果を各学校の取り組みの改善や次年度の教育課程への編成に活用し、学校の経営マネジメントを向上させます。【教育指導課】
- 「学校経営計画・自己評価シート」、「学校評価報告書」を通して各学校の教育活動の実態を把握し、その成果と課題を教育行政に反映させます。【教育指導課】

② 学校・家庭・地域の連携 プラン 41 ページ

子どもたちの教育に関し、学校・家庭・地域が目的をもって連携するために、積極的に必要な情報共有を図ります。

教育委員会の取り組みを、広報紙やホームページ、マスメディアなど様々な媒体を活用しながら社会に発信し、「教育委員会の見える化」を図ります。また、公民館や図書館では、学校との連携により、児童・生徒の学習成果の発表の場を提供します。これらにより、子どもの教育に対する市民の意識の醸成を図ります。

あわせて、教育について、様々な立場からの意見を交換する機会を設けることにより、学校・家庭・地域それぞれの視点を踏まえた教育施策を推進します。

ア 教育委員会の事業や施策の情報発信

- 「多摩市教育委員会だより」を年6回発行し、教育施策や学校に関する情報、家庭での生活上の注意などを、主に市立小・中学校児童・生徒の保護者に対し周知します。また、保護者以外の市民に対し教育行政の取り組みを周知できるよう、これらの市民が「多摩市教育委員会だより」を目にすることができる機会を広げ、情報発信の手法を検討します。【教育振興課】 1(2)①アから再掲
- 「読みたくなる広報紙」を目指し、「多摩市教育委員会だより」の掲載内容を精査し、テーマの設定やレイアウトの工夫等の改善を図ります。【教育振興課】 1(2)①アから再掲

イ 公民館、図書館と学校との連携

- 公民館と学校との連携により、公民館施設の活用や、イベントの場を通じて、児童・生徒の学習成果や、地域などと連携した事業を紹介する機会を設けます。【公民館】
- 3月に行う子ども読書推進イベント「子ども読書まつり」において、児童・生徒の読書活動の成果や学校図書館活動の紹介を行います。【図書館】

ウ 教育に関する意見交換の場づくり

- 平成27年度から平成28年度にかけて全市立小・中学校を教育訪問するに当たって実施する合同懇談会（教育委員と学校、保護者、地域との対話の場。平成28年度は6回予定）において、平

成27年度に引き続き、「自ら学び、自ら考える子どもを育むための学校・家庭・地域の取り組み」をテーマに、意見交換を行います。【教育振興課】1(2)①イから再掲

- 小学校PTA連絡協議会において、保護者と市長・教育長の間で意見交換をする「市長・教育長懇談会」を秋季に開催し、身近な話題や今後の教育についての率直な懇談を通して、子ども達を取り巻く環境の向上を目指します。【教育振興課】1(2)①イから再掲

③ 学校を支援する人材の発掘と育成 プラン 41～42 ページ

市内で生活する人や、NPOなどの団体、商店、事業所、企業、大学などで活躍する人など、地域には様々な分野に関する能力をもった人々が活躍しており、学校の教育力を強化していくためには、その能力を生かした学校への支援を得ることが大切です。

そのため、教育連携コーディネーターを各学校に配置することにより、それぞれの学校の希望に応じた地域の人材を発掘し、連携して児童・生徒に対して多様な教育活動ができる環境を整備し、学校教育力を強化します。

また、持続発展教育・ESDを推進するため、現在ある小・中学校や地域、団体、企業、大学、教育委員会の連携体制を生かし、それぞれの立場からの一層の学校支援を得られるよう、働きかけを強化します。

ア 教育連携コーディネーターの配置

- 学校と地域を結ぶ教育連携コーディネーターを小・中学校に配置し、学校・家庭・地域が連携した教育活動を推進します。平成23年度から現在までに、教育連携コーディネーターを15校に配置しましたが、平成28年度は4校に配置し、配置校19校を目指します。そのために、コーディネーターを担う地域の人材の発掘について関係機関と連携、調整します。【教育振興課】1(3)アから再掲

イ 地域、団体、企業、大学との連携による学校教育の実現

- 全中学校において3～5日間の職場体験を、多摩商工会議所をはじめとする市内公共機関や民間企業からの協力を得ながら実施します。各中学校の職場体験の取り組み成果は、職場体験報告書を配布することにより、事業者、市民に対して発信します。【教育指導課】2(1)③エから再掲
- 「多摩地区ESDコンソーシアム連絡会」を、「子どもみらい会議」に向けて開催し、各団体の取り組みを共有するとともに、各学校において地域性を生かした特色ある取り組みを展開するための支援について協議します。【教育指導課】2(1)③アから再掲
- 子どもみらい会議を平成27年度から平成31年度まで行い、地域と連携した教育活動の充実を目指します。【教育指導課】2(1)③アから再掲

(2) 児童・生徒が安心して学べる環境づくり

① 家庭の状況を踏まえた経済的な支援 プラン 42 ページ

学用品、修学旅行・移動教室・集団宿泊に要する費用、学校給食費など、就学に伴う費用の支援を行うことで、家庭の経済的な状況に関わらず、児童・生徒が安心して学校生活を送り、学習ができるようにします。

ア 就学援助費等の支給

- 要保護世帯（生活保護受給世帯）及び準要保護世帯（前年の収入が認定基準以下の世帯）を対象に、学用品費、修学旅行・移動教室・集団宿泊に要する費用、学校給食費など、就学に要する費用を支給します。【学校支援課】

② 外国人の児童・生徒への支援 プラン 42 ページ

外国人の児童・生徒に対し必要な指導や支援を行うことにより、日本語や日本文化を理解しながら、支障なく学校生活を送り、学習ができるようにします。

ア 外国人家庭への支援

○ 「適応指導（日本語指導）」から市立小・中学校へ指導員を派遣し、外国籍や帰国により日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して、日本語や学校生活への適応を図るための指導を行います。

【教育センター】

○ 前項の指導を受ける児童・生徒の保護者に対し、指導員が保護者会に同席するなど、文化の違いなどに起因する保護者の不安等を解消するための支援を行います。【教育センター】

③ 不登校等の児童・生徒への支援 プラン 42 ページ

不登校やその傾向のある児童・生徒には適応指導教室などの活用を促進し、一人ひとりの状況や能力に応じた適切な支援により、学校への復帰を目指します。

また、家庭で様々な課題を抱えている児童・生徒に対し、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携しながら、それぞれの課題の軽減、解決に取り組みます。

ア 不登校児童・生徒への支援

○ 諏訪複合教育施設内に設置する適応教室「ゆうかり教室」にて、一人ひとりの状況に応じながら、学校への復帰を目指した指導を行います。【教育センター】

○ 不登校連絡協議会では教育指導課、適応教室、教育相談室、スクールソーシャルワーカーが連携し、不登校傾向にある児童・生徒が適応教室の通学等、学校復帰へと至る支援が行われるよう、学校等に働きかけを行います。【教育センター】

イ 家庭で課題を抱える児童・生徒への支援

○ いじめ、不登校など、生活指導上の課題に対応するために配置するスクールソーシャルワーカーについて、東京都の「スクールソーシャルワーカー活用事業」を活用し、平成 27 年度に引き続き 2 名体制で対応します。社会福祉等の専門的な知識に精通するスクールソーシャルワーカーが、関係機関等とのネットワークを活用し、児童・生徒が置かれている様々な環境に働きかけ、課題の解消を図ります。【教育センター】